

佐賀市地域防災計画 修正内容

I 防災基本計画の修正に伴うもの

ア 最近の施策の進展等を踏まえた修正

(ア) 水害対策の強化

修正内容	道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化		
	旧	新	該当箇所
第2章 災害予防対策計画 第1節 安全・安心なまちづくり (略) 県及び市は、 <u>盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。さらに、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u> <u>(追加)</u>	第2章 災害予防対策計画 第1節 安全・安心なまちづくり (略) 県及び市は、 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u> <u>県及び市町は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。</u>	第2編P11	

(イ) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

<p>修正内容</p>	<p>自治体、保健師、福祉関係者等の中で連携した状況把握の実施 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供</p>	
<p>旧</p>	<p>新</p>	<p>該当箇所</p>
<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第8項 避難行動要支援者対策の強化 2 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策 (5) 県及び市の支援 県及び市は、社会福祉施設を指導、支援し、風水害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進するものとする。 県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録の要請、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。 <u>(追加)</u></p>	<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第8項 避難行動要支援者対策の強化 2 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策 (5) 県及び市の支援 県及び市は、社会福祉施設を指導、支援し、風水害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進するものとする。 県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録の要請、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。 <u>市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u> <u>また、市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情</u></p>	<p>第2編P61</p>

<p>(略)</p>	<p><u>に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>さらに、市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	
------------	---	--

イ 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

(7) 被災地の情報収集及び進入方策

修正内容	無人航空機、衛星インターネット等の活用	
旧	新	該当箇所
<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第7項 避難及び情報提供活動 1 市の避難計画 (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所(略) イ 指定避難所(略) (b) 非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ(洋式トイレが望ましい)、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備 (略)</p>	<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第7項 避難及び情報提供活動 1 市の避難計画 (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所(略) イ 指定避難所(略) (b) 非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器・<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ(洋式トイレが望ましい)、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>等のほか、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備 (略)</p>	<p>第2編P50</p>
<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第10項 食料・飲料水及び生活必需品等の調達 1 確保の役割分担(略) (2) 市 市は、独自では食料・飲料水・生活必需品等の確保が困難となった被災者の発生に備え、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」及び「佐賀市防災備蓄計画」等に基づき、食料・飲料水・生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋等の</p>	<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第10項 食料・飲料水及び生活必需品等の調達 1 確保の役割分担(略) (2) 市 市は、独自では食料・飲料水・生活必需品等の確保が困難となった被災者の発生に備え、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」及び「佐賀市防災備蓄計画」等に基づき、食料・飲料水・生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋等の</p>	<p>第2編P63</p>

<p>必要な物資について備蓄を行うとともに、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、食料・飲料水・生活必需品等の調達体制の整備を行う。さらに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</p> <p>なお、市単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等支援システムにより県に対して要請を行えるよう体制を整備する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>必要な物資について備蓄を行うとともに、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、食料・飲料水・生活必需品等の調達体制の整備を行う。さらに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</p> <p>なお、市単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等支援システムにより県に対して要請を行えるよう体制を整備する。</p> <p><u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。</u></p> <p>(略)</p>	
---	---	--

修正内容	道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化	
<p>旧</p> <p>第4章 災害復旧・復興対策計画 第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 第2項 迅速な現状復旧</p> <p>県及び市が迅速な原状復旧を目指す場合は、県、市及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うことになるが、この際は、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>新</p> <p>第4章 災害復旧・復興対策計画 第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 第2項 迅速な現状復旧</p> <p>県及び市が迅速な原状復旧を目指す場合は、県、市及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うことになるが、この際は、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。</p> <p><u>道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u></p>	<p>該当箇所</p> <p>第2編P250</p>

(1) 自治体支援

修正内容	応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化	
	旧	新
<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第3項 相互の連携強化、広域防災体制の強化 (略) 4 受援計画の策定 (略)</p> <p>また、県及び市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。この時には会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>加えて、県及び市は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。</p>	<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第3項 相互の連携強化、広域防災体制の強化 (略) 4 受援計画の策定 (略)</p> <p>また、県及び市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。この時には会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p><u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p>加えて、県及び市は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。</p>	<p>第2編P38</p>

(ウ) 避難所運営

修正内容	パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置	
旧	新	該当箇所
<p>第3章 災害応急対策計画 第14節 避難計画 第5項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・運営 2 指定避難所の運営管理等 (2) 生活環境の維持</p> <p>市は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。</p> <p>そのため、<u>(追加)</u> 食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、<u>(追加)</u> 必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>さらに、必要に応じ、<u>(追加)</u> 指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第14節 避難計画 第5項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・運営 2 指定避難所の運営管理等 (2) 生活環境の維持</p> <p>市は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。</p> <p>そのため、<u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、</u>食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、<u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、</u>必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>さらに、必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から</u>指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p>	<p>第2編P170</p>

修正内容	トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮	
旧	新	該当箇所
<p>第3章 災害応急対策計画 第31節 廃棄物の処理計画 第2項 一般廃棄物（し尿）の処理 1 仮設トイレの調達、設置、撤去 市は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、次により、仮設トイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置する<u>（追加）</u>。この際、洋式トイレを設置するなど、高齢者や障がい者に配慮する。</p> <p>また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第31節 廃棄物の処理計画 第2項 一般廃棄物（し尿）の処理 1 仮設トイレの調達、設置、撤去 市は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、次により、仮設トイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置する<u>とともに簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする</u>。この際、<u>「快適トイレ」認定を受けた</u>洋式トイレを設置するなど、高齢者や障がい者に配慮する。</p> <p>また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。</p>	<p>第2編P227</p>

2 佐賀県地域防災計画の修正に伴うもの

県の災害対策の取組や近年の情勢を踏まえた修正

修正内容	孤立時の状況把握などについて関係機関と連携強化	
旧	新	該当箇所
<p>第2章 災害予防対策計画 第4節 孤立防止対策計画</p> <p>県及び市は、風水害時に土砂災害等により道路が不通になり、山間部の集落が孤立した場合に備え、平常時から通信手段や迂回路の確保、避難所の整備、食料品等の備蓄などに努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>1 (略) 2 市</p> <p>(1) 市民との情報伝達が断絶しない通信連絡手段の確立に努める。 (2) 県との通信連絡手段の確立及び迂回路の確保等の防災対策を推進する。 (3) 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客等一時滞在者の孤立予測について、平素から把握し、防災対策の整備に努める。 (4) 孤立予想地域ごとに避難所となり得る学校、公民館等の施設の整備を推進するものとする。 (5) 孤立地域内での生活が維持できるよう、食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する一時滞在者に対する備蓄にも配慮する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第2章 災害予防対策計画 第4節 孤立防止対策計画</p> <p>県及び市は、風水害時に土砂災害等により道路が不通になり、山間部の集落が孤立した場合に備え、平常時から通信手段や迂回路の確保、避難所の整備、食料品等の備蓄などに努めるものとする。</p> <p><u>また、県及び市は、災害時に交通通信等が途絶して孤立することが想定される地区については孤立時の状況把握などについて、関係機関が連携して訓練を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>1 (略) 2 市</p> <p>(1) 市民との情報伝達が断絶しない通信連絡手段の確立に努める。 (2) 県との通信連絡手段の確立及び迂回路の確保等の防災対策を推進する。 (3) 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客等一時滞在者の孤立予測について、平素から把握し、防災対策の整備に努める。 (4) 孤立予想地域ごとに避難所となり得る学校、公民館等の施設の整備を推進するものとする。 (5) 孤立地域内での生活が維持できるよう、食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する一時滞在者に対する備蓄にも配慮する。</p> <p><u>(6) 孤立が予測される地区については、県や関係機関と連携して孤立時の状況把握などについて訓練を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>第2編P84</p>

修正内容	「避難生活支援リーダー/サポーター研修」等の拡充	
旧	新	該当箇所
<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第7項 避難及び情報提供活動 (略)</p> <p>5 被災者支援体制の整備 県及び市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組み等の整備に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第7項 避難及び情報提供活動 (略)</p> <p>5 被災者支援体制の整備 県及び市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組み等の整備に努めるものとする。</p> <p><u>また、避難所の運営・生活環境向上に取り組む「避難生活支援リーダー/サポーター研修」等の拡充を図るとともに、地域のボランティア人材を把握し、被災地とのマッチングに活用するデータベースを整備するよう努めるものとする。</u></p>	<p>第2編P58</p>